

SNS 特許侵害事件

判決のポイント 特許請求の範囲の記載の「～とき」の時系列の記載が厳密に解釈され侵害が認められなかった。また、均等論の第 1 要件の適用で、学説で支持されている技術範囲説により、均等論の主張が認められなかった。

事件の表示 H30.8.29 東京地裁 平成 29 年（ワ）22417 損害倍総請求事件

1. 事実関係

(1)本件は、発明の名称を「人間関係登録システム、人間関係登録方法と装置、人間関係登録プログラムと当該プログラムを記録したコンピュータ読取可能な記録媒体」とする特許第 3987097 号の特許権を有する原告が、株式会社 DMM.com 及び株式会社 DMM.com ラボ（被告）がインターネット上で提供していた「ソーシャルネットワークサービス」について、特許侵害を主張し、損害賠償の請求を求めたものである。

(2)本件発明は、以下のような構成要件に分説される。

1 A 登録者の端末と通信ネットワークを介して接続したサーバであって、

1 B 人間関係を結ぶことを希望している旨の第一のメッセージと人間関係を結ぶことに合意する旨の第二のメッセージとを交換した登録者同士の個人情報記憶している記憶手段と、

1 C 第一の登録者が第二の登録者と人間関係を結ぶことを希望している旨の第一のメッセージを第一の登録者の端末（以下、「第一の端末」という）から受信して第二の登録者の端末（以下、「第二の端末」という）に送信すると共に、第二の登録者が第一の登録者と人間関係を結ぶことに合意する旨の第二のメッセージを第二の端末から受信して第一の端末に送信する手段と、

1 D 上記第二のメッセージを送信したとき、上記第一の登録者の個人情報と第二の登録者の個人情報とを関連付けて上記記憶手段に記憶する手段と、

1 E 上記第二の登録者の個人情報を含む検索キーワードを上記第一の端末から受信する手段と、

1 F 上記受信した第二の登録者の個人情報と関連付けて記憶されている第二の登録者と人間関係を結んでいる登録者（以下、「第三の登録者」という）の個人情報を上記記憶手段から検索する手段と、

1 G 上記検索された第三の登録者の個人情報を第一の端末に送信する手段と、

1 H 上記第一の登録者が上記第三の登録者と人間関係を結ぶことを希望している旨の第一のメッセージを上記第一の端末から受信して上記第三の登録者の端末（以下、「第三の端末」という）に送信すると共に、第三の登録者が第一の登録者と人間関係を結ぶことに合意する旨の第二のメッセージを第三の端末から受信して第一の端末に送信したとき、上記記憶手段に記憶されている上記第一の登録者の個人情報と上記第三の登録者の個人情報とを関連付ける手段と、

1 I を有してなることを特徴とする人脈関係登録サーバ。

3. 争点

(1)構成要件 1 D、「上記第二のメッセージを送信したとき、上記第一の登録者の個人情報と第二の登録者の個人情報とを関連付けて上記記憶手段に記憶する手段と、」の充足性

(2)均等論の適用

4. 裁判所の判断

(1)構成要件 1 D

「原告は、構成要件 1 D における「送信したとき」の「とき」は「ある幅をもって考えられた時間」という意味であるとして、構成要件 1 D は、第一の登録者の個人情報を第二の登録者の個人情報とが関連付けられた後に第二のメッセージが送信される場合を含む旨を主張するが、「送信したとき」とは、送信したことを条件とする旨表す表現であると解釈するのが一般的かつ自然な解釈であるというべきであり、また、これが時を表す表現であると解釈したとしても、送信という動作が完了していることを表す表現が用いられていることからすると、送信することが関連付けすることに先行すると解釈するのが一般的かつ自然であって、本件明細書その他にも異なる解釈を導く説明は見あたらない。」として、文言侵害に当たらないと判断した。

(2) 均等論

「特許法が保護しようとする発明の実質的価値は、従来技術では達成し得なかった技術課題の解決を実現するための、従来技術に見られない特有の技術的思想に基づく解決手段を、具体的な構成を持って社会に開示した点にあるから、特許発明における本質的部分とは、当該特許発明に係る特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴部分であると解すべきである。

そして、上記本質的部分は、特許請求の範囲及び明細書の発明の詳細な説明の記載に基づいて、特許発明の課題及び解決手段とその作用効果を把握した上で、特許発明に係る特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴部分が何であるかを確定することによって認定されるべきである（知財高裁平成 27 年（ネ）第 1 0 0 1 4 号 特別部判決）」として、構成要件 1 D が本件発明の本質部分であると認定し、均等論第 1 要件を充足しないと判断した。

5. 実務上の指針

本事件では

1. 文言侵害について

「とき」などの経時的要素の前後関係を規定するような記載は極力避けるべきであり、必要な場合は明細書に幅広く解釈できる実施例を記載しておくべきである。

2. 均等論の適用について

均等論の第 1 要件の適用について、明細書中に発明の「課題」ないし「効果」が記載されていた事案では、特許権者が、明細書の記載と異なる「課題」ないし「効果」を主張しても認められていない傾向がある。その意味で、明細書にどのような「課題」ないし「効果」を記載するかは、進歩性の議論と同時に、文言侵害・均等侵害の議論においても影響するため、慎重な記載が必要である。

以上